



動産総合保険

内容 保険の目的として特定された動産が、突発かつ偶発的な事故（過失または技術の拙劣に起因する事故を含む）により損害を被った場合に、その保険価額を限度として修理代をてん補する保険です。
(注) レンタル料に含んでいる場合と含んでいない場合がありますので、その都度ご確認ください。

保険価額 時価。
(てん補限度額)

保険期間 原則としてレンタル期間中。

免責事項 次の場合は、直接・間接を問わず、保険の対象となりません。

- ①故意または重過失によるもの
- ②戦争、暴動、その他の事変によるもの
- ③目的物自体に内在する欠陥
- ④自然の消耗・かび・さび・変質・変色
- ⑤地震、噴火、津波を原因とするもの
- ⑥差し押え、没収
- ⑦詐欺または横領に起因する損害
- ⑧海外での事故など

賠償責任保険

内容 当社が請負った工事期間中において、偶然な事故により第三者の身体または財物に損害を与えたため、法律上の賠償責任を負担しなければならない場合に、それによって被る損害をてん補する保険です。

- ①当社がリース・レンタルした商品が原因となって発生した事故
- ②当社のリース・レンタルに付随した各種請負工事に発生した事故
- ③当社が請負った各種工事に発生した事故

保険価額 当社では、つぎのとおり、加入しています。
(てん補限度額)

- ①対人（免責額50万円）
1億円／1名、2億円／1事故
- ②対物（免責額50万円）
1億円／1事故

免責事項 主な免責事項は、次のとおりです。

- ①故意による事故
- ②地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ③戦争、変乱、暴動、労働争議
- ④海外での事故など